

仙台市農業委員会第 100 回総会議事録

○ 開催日時 令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 5 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
		10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
	12 番 柴田 市郎	13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男	19 番 三浦 彰芳	

○ 欠席委員 1 人 9 番 郷古 雅春 委員

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更について

6 協 議

(1) 地域計画変更に係る目標地図の素案作成について

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地転用許可済の土地に係る非農地証明願について

(6) 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について

(7) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

(8) 売渡あっせん希望農地一覧表

(9) 令和 8 年度農地基本台帳補正調査について（案）

(10) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の中間年における状況について

(11) 令和 8 年度第 2 回企画検討委員会会議報告

8 そ の 他

(1)会長報告

(2)令和8年6月29日開催の農業委員会研修会開催報告について

(3)事務局からの連絡事項

9 閉 会

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	小川内 浩文	事務課長	櫻井 健二
振興係長	高橋 航哉	農地係長	伊藤 秀宣
振興係主任	山本 幸子	振興係主事	佐藤 孝昭
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第100回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、9番 郷古雅春委員から欠席の届出がありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、17番 中嶋紀世生委員、3番 相原元浩委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
4 あっせん 会の報告 議 長	議事に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員長 (あっせん事 業運営委員会	7月9日に開催した、あっせん会の結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、若林区荒井の農地で、売渡申出人と買受申出人双方とも本人が出席

委員長)	しました。あっせん委員は、農業委員から高山真里子委員と菊地郁夫委員、農地利用最適化推進委員から熊坂茂彦推進委員が出席しました。あっせんの結果は、売買価格について双方の意見が折り合わず、あっせんは不調となりました。なお、対象農地については、再度あっせん農地一覧表に掲載することになります。 2件目は、若林区下飯田の農地で、売渡申出人と買受申出人双方とも本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から高山真里子委員と菊地郁夫委員、農地利用最適化推進委員から熊坂茂彦推進委員が出席しました。あっせんの結果は成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。なお、代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法についても確認しました。 以上で、あっせん会の報告を終わります。
議 長	あっせん会の報告について、ご質問等はございませんか。
阿部康幸委員 (4番)	1件目の売買価格が折り合わず不調になった件について質問します。不調になった「あっせん希望農地」をホームページに再度掲載するということですが、売渡申出人の売渡希望価格の変更希望の有無をお伺いします。
事務局農地係長	売渡申出人からは、売渡希望価格を変更無しでの再掲載をお願いされています。
阿部康幸委員 (4番)	今回不調となった買受申出人が、同じ土地を再度買受申出することができますか。
事務局農地係長	一度不調になった農地を同一人が買受申出することは可能です。ただし、新たな買受申出の希望価格が同じ金額、あるいは下げるといった場合は、不調になる可能性が非常に高いため、あっせん運営委員会でこの点を考慮して審議し、あっせんの可否を判断することになります。
議 長	その他、ご質問等ございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上であっせん会の報告を終了いたします。 (午後1時39分)
5 議 案	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第2号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、7月23日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から

口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を
上程いたします。第1号議案については、高橋勝彦委員関連の案件がありますの
で、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該
事案の審議開始から終了まで、退席していただきます。

最初に、大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、
柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行
いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、早坂今朝美推
進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が4件、贈与による
規模拡大が1件、贈与による農業承継が1件、使用貸借による規模拡大が1件の
合計7件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を齋藤清太委員、番号4番
と5番を柴田市郎委員、番号6番と7番を庄子みゆき委員からします。

番号3番は、口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号7番を審議することにしします。番号7番は高橋勝彦委員
関連の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

（高橋勝彦委員退席）

議 長

それでは、番号7番を審議します。

（書面報告）

（13番庄子みゆき委員報告）

番号7番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクタ
ー2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で1,813aの農地を耕作してお
ります。7月16日に堀芳雄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の
現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農
地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以
上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のと
おり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号7番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、
ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番

号7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号7番は、許可と決定いたします。

第1号議案 番号7番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

(高橋勝彦委員入室)

議 長

引き続き、番号7番を除いた6件(番号1番から6番)を審議することになります。

(書面報告)

(10番齋藤清太委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員2人で229aの農地を耕作しております。7月19日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、管理機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、1人で167aの農地を耕作しています。7月18日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

齋藤清太委員
(10番)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。取得する面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員5人で180aの農地を耕作しております。7月13日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(12 番柴田市郎委員報告)

番号4番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター5台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、4人で40aの農地を耕作しています。7月16日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で270aの農地を耕作しております。7月19日に早坂今朝美農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(13 番庄子みゆき委員報告)

番号6番は、使用貸借により規模拡大をするものです。自身が代表になっている農地所有適格法人に使用貸借するものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員2人で304aの農地を耕作しております。7月17日に今野友善農地利用最適化推進委員及び7月15日に庄子智史農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案 番号1番から6番まで調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

熊谷幸夫委員
(8番)

番号3番について質問します。譲渡人は、今回の申請地とは別に所有する農地をゴミ置場として使用しており、違反転用の指導をしています。解決していますか。

事務局農地係長

解決していません。

熊谷幸夫委員
(8番)

違反転用の問題が解決していない状況で農地を売買するということですが、その後、譲受人で解決するのでしょうか。

事務局農地係長	今回売買する農地に違反転用となっている場所は含みません。また、譲受人が違反をしているわけではないため、農地法第3条許可の不許可要件に該当するものではありません。なお、違反転用の解消のため、譲渡人に対しては引き続き文書等で農地への復元をお願いしていくことになります。
熊谷幸夫委員 (8番)	譲受人は、構成員5名で180aしか耕作していない中、今回、102aを購入し水田等として利用するとのことですが、急に規模拡大し、果たして実際作ることができるか心配です。作付面積や作付計画をお伺いします。
齋藤清太委員 (10番)	今回の申請では、米、スイカ、イチジクを作付する申請となっており、今後も規模拡大していく計画です。8年度の売上は90万円、9年度以降は900万円と記載されており、聞き取り調査で実現可能性を伺ったところ「頑張ります」との回答でした。
事務局農地係長	補足します。譲受人は法人設立5年目となり、ようやく事業化に目処が立ってきたということです。今後5年間の計画では、毎年100aぐらいつ農地を増やしていきたいとのことでした。
松原菊男委員 (18番)	現在耕作している農地では、イチジク栽培も行っており、だいぶ収穫されているようです。
熊谷幸夫委員 (8番)	譲受人の代表者は、過去に山林への残土処理において問題を起こしたと聞いています。取得面積が大きいので、今回農地でも同じように利用されないか心配です。
事務局農地係長	農地法第3条の許可申請にあたり、昨年度から「その他農業に関する法令の遵守の状況等の届出書」を提出することになっております。基本的に農業に関する法令の遵守状況を確認するものであり、農地法、農振法及び種苗法の違反がないかの届出となります。今回の許可申請にあたり、山林への土砂廃棄は対象にはならず、また、譲受人と別会社となりますので、不許可要件とするのは難しいと考えています。
議 長	その他、ご異議、ご質問等はございませんか。
菊地郁夫委員 (7番)	番号6番について質問します。今回申請のあった農地は以前から譲受人が耕作していたと思います。何故、今回申請されたのですか。
事務局農地係長	今までも、今回申請の譲受人が使用貸借により耕作していました。今回、もともとの所有者が死亡し譲渡人に相続しており、また、使用貸借期間が満了し使用貸借の効力が消滅していることから、改めて農地法第3条許可申請を行い、相続した譲渡人と譲受人との間で使用貸借契約を結び直すものです。なお、今回の申

	請については、今まで使用貸借をしていなかった農地についても一部含まれています。
議 長	その他、ご異議、ご質問等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、他に意見等がなければ採決します。番号3番については、異議、意見等が出されていることから、別に採決します。第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号1番、2番、4番、5番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号1番、2番、4番、5番については、許可と決定いたします。
議 長	次に、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号3番については、許可と決定いたします。 (午後2時1分)
議 長	次に、第2号議案 農地法第5条許可の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが1件、駐車場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが3件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番を相原元浩委員から、番号2番を高山真里子委員から、番号3番と4番を松原菊男委員から、番号5番を郷古雅春委員からします。なお、本日は郷古雅春委員が欠席のため、番号5番は私（大泉権吾委員）から報告します。 番号3番と4番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(3 番相原元浩委員報告)

番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10 ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が畑1,025 m²を転用し、資材置場に334.50 m²、駐車場(5台)に75.00 m²、通路・転回スペースに615.50 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、当該地は許可を得ないで砂利を敷いていたことについて、所有者から始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(16 番高山真里子委員報告)

番号2番は、賃貸借により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10 ha以上の広がりがなく、土地改良施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑396 m²を転用し、駐車場(19台)に346 m²、通路に50 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であり恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、隣接する土地所有者の知人に無償で整地してもらうことから費用は発生しません。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

松原菊男委員
(18 番)

番号3番と4番は、関連がありますので一括して報告します。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。事業面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田畑11,673 m²を転用し、事業面積(実測面積・山林等含む)19,865.54 m²を、太陽光発電パネル2,220枚(発電出力900kW)に5,210.42 m²、通路等に10,426.74 m²、緑地等に4,228.38 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高

証明書が提出されております。なお、令和8年7月2日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(9番郷古雅春委員報告)⇒欠席⇒(大泉権吾委員長報告)

番号5番は、賃貸借により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10 ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田 16,441 m²を転用し、太陽光発電パネル 2,000 枚(発電出力 900kW)に 5,856 m²、通路等に 6,186 m²、緑地に 3,641 m²、水路に 758 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、令和8年2月12日付けで「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結しております。また、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」による届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

事務局農地係長

第2号議案の番号5番について補足します。先月の総会の第3号議案 農地法第5条の許可申請に係る処分の件の番号1番で審議した案件について、今月の報告事項(6)にあるとおり、先月の総会での審議後、申請が取り下げされ、同じ土地について再度申請されたものです。先月は、譲渡人、譲受人(設定者)、譲受人(被設定者)の当事者3者連名で許可申請され、総会で許可相当と審議しました。その後、東北農政局から、このような連名での申請は許可できない(売買と地上権を同時に審議はできず、権利移動の内容ごとに審議する)と通知されたため、申請者より申請内容が変更されておりますので、今回の番号5番で改めて審議するものです。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

小野寺潔委員
(番号6番)

番号3番、4番について質問します。こちらは、6月総会の第3号議案の2番、3番と譲受人が同じだと思います。先月の許可案件について、地元から資材搬入時に道路を勝手に通行止にし、近隣の方が迷惑を被ったという報告がありました。

	その点を譲受人に注意をしたでしょうか。
事務局農地係長	今回の許可書交付の際に、工事を行う時の所要な手続きを踏むことや通行止めにならないような工夫をすることを伝えます。
小野寺潔委員 (番号6番)	十分に注意をお願いします。また、今回の申請地に隣接する道路は狭く、大型トラックとかが入れないような道路になっていると思いますが、その点は大丈夫ですか。
事務局農地係長	十分に配慮して工事するように伝えます。
小野寺潔委員 (番号6番)	配慮できるかどうかを確認できない中、審査して許可するのはいけないのではないかと考えます。どの程度の大きさのトラックが入るかわかりませんが、この規模の太陽光発電であれば、大型トラックや重機を搬入する車両が入ると想定されます。
事務局農地係長	事業計画書の中では、施設設置に伴う被害防除計画として、「周辺の影響を及ぼさないよう、適切な維持管理を行い、また、設置後、苦情等に対しては責任を持って事業者の方で解決を図る」という記載がありますので、それに沿って、適切な工事や周辺に迷惑を及ぼさないような被害防除をなされることと認識しております。道路の通行と被害防除とは直接関係はないかもしれませんが、当然、公道を塞ぐような工事は、一般的に道路交通法等や他法令の規制になると思いますので、そこはきちんと法令遵守するようにということで指導します。
小野寺潔委員 (番号6番)	先月の申請案件では、地元から農業委員会で何故許可したんだという話がでておりますので、厳重に注意をお願いします。太陽光設置後、事業転売する案件になりますか。
事務局農地係長	設置後に別の事業者売却を予定しているということで聞いております。
大泉権吾委員 (番号5番)	申請書では道路のアクセスは良いと書いてあります。事務局から譲受人へお話しするにあたり、小野寺委員がお話しされているアクセスが悪いというのは、地図で言うとどの辺ですか。
小野寺潔委員 (番号6番)	道路の幅員からと取り付けの道路幅員から、大型トラックの通行が厳しいのではないかと考えます。
事務局農地係長	行き違うのが大変だということになると思います。
大泉権吾委員 (番号5番)	事業計画書と地元の見解の相違となるのでしょうか。計画書では、「敷地は接道しており、資材搬入やメンテナンス等のアクセスも容易です」と記載されている

	ため、その点のヒアリングをしていません。譲受人が容易だというふうに考えている中、接道している道路のどこの部分がどれぐらいの幅なので通行が難しいと言わないと、説得力はないと考えます。
小野寺潔委員 (番号6番)	現地に行かないと即答は難しいです。グーグルマップのストリートビューで見ると、大型トラック入ったらもうすれ違いできない道路幅に見えます。
大泉権吾委員 (番号5番)	道路の幅を測るとかが必要ではないのでしょうか。
事務局農地係長	先ほどの説明のとおり、今後、許可書交付に合わせ、譲受人には、過去の道路が通れなかったということを地元から聞いていること、今度はそのようなことがないようにとお話しします。また、工事にあたって、道路に止めざるを得ない場面は、警備員の配置、迂回スペースの確保などを事務局から指導します。また、道路を塞がなくてはいけない場合には、警察への相談や、時間帯通行止めの掲示関係部署への手続きを行うようお伝えします。
小野寺潔委員 (番号6番)	先月の案件は、半日以上通行止めになったと聞いており、地元から不信感が出ています。警察からの指導はあったと聞いていますが、その結果は不明です。今後、農地法の許可の範疇でいいので、道路幅や工事段階での地元対策などについて、申請があった場合は確認をしていただきたいと思います。地域以外の方が、この道路を利用することが結構ありますので、そのような方にも充分周知するように指導をお願いします。
事務局農地係長	わかりました。
熊谷幸夫委員 (8番)	同じく、番号3番、4番について質問します。勾配の状況をお伺いします。
事務局農地係長	申請地の南側に川が流れて谷間になっており、そこに向けて傾斜があります。
熊谷幸夫委員 (8番)	排水は問題ないですか。
事務局農地係長	排水等については、自然浸透とするとされており、特段、大きな支障はないものと考えています。
熊谷幸夫委員 (8番)	地元で太陽光を設置した時に、下の方に雨水が流れてきたっていうことを聞いており、排水が一番心配な部分だと思います。
議 長	その他、ご異議、ご質問等はございませんか。

	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可することに決定いたします。 (午後 2 時 22 分)
議 長	第 3 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更について を上程いたします。 大泉委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第 3 号議案の調査結果を報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の 5 名で行いました。聞き取り調査は、全員で実施しております。この整備計画の変更は別紙のとおり、除外が 3 件です。調査の結果報告は、三浦彰芳委員から口頭報告をします。
三浦彰芳委員 (19 番)	第 3 号議案の調査結果を報告します。 整理番号 1 番は、隣接する集会所の駐車場を拡張するため、農用地区域から除外するものです。今回の除外については、農振除外の 5 要件の判断基準を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の手続きが必要となるものです。整理番号 2 番は、隣接する墓地の駐車場を新設するため農用地区域から除外するものです。今回の除外については、農振除外の 5 要件の判断基準を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の手続きが必要となるものです。整理番号 3 番は、令和 8 年 2 月 26 日付で農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地として判断した土地のうち、農用地区域にある 16 筆を農用地区域から除外するものです。今回の仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、「妥当であり意見はなしとする」と調査いたしました。
議 長	第 3 号議案の調査の結果、「妥当であり意見はなしとする」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 3 号議案について、「妥当であり意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手

	をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、「妥当であり意見はなしとする」ことに決定いたします。 (午後2時27分)
6 協 議	
議 長	続きまして、協議に入ります。 (1) 「地域計画変更に係る目標地図の素案作成について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	(1) 「地域計画変更に係る目標地図の素案作成について」
議 長	ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	意見等がなければ、(1) 「地域計画変更に係る目標地図の素案作成について」は、承認いたします。 (午後2時29分)
7 報 告	
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8) 売渡あつせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり6件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに

	記載のとおり 7 件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）については、6 ページに記載のとおり 1 件ありました。(5)農地転用許可済の土地に係る非農地証明願については 7 ページに記載のとおり 1 件ありました。(6)農地法第 5 条の規定による許可の取下げ願については、8 ページに記載のとおり 1 件ありました。(7)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については 9 ページに記載のとおり 1 件ありました。(8)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせん成立したものが 1 件、新規申出が 2 件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。 農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。
阿部康幸委員 (4 番)	(7)相続税の納税猶予に係る適格者証明願について、相続税の納税猶予期間を教えてください。
事務局農地係長	原則、相続人が死亡の日までとなり終身です。なお、市街化区域は 20 年となります。
阿部康幸委員	猶予の申請は、遺産分割協議が全て終わってから提出になりますか。
事務局農地係長	こちらは遺産分割協議が終わってから提出されているものです。
議 長	その他、ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(9)「令和 8 年度農地基本台帳補正調査について(案)」を、事務局から報告願います。
事務局振興係	(9)「令和 8 年度農地基本台帳補正調査について(案)」
議 長	報告事項(9)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(10)「「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の中間年における状況について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	(10) 「「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の中間年における状況に

	ついて」
議 長	報告事項(10)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に、(11)「令和8年度第2回企画検討委員会会議報告」を、阿部康幸企画検討委員会委員長から報告願います。
阿部康幸企画検討委員会委員長	(11)「令和8年度第2回企画検討委員会会議報告」
議 長	報告事項(11)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、以上で報告事項を終了いたします。 (午後2時46分)
8 その他	
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私(赤間 敬 会長)からいたします。
赤間会長	(1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(2)「令和8年6月29日開催の農業委員会研修会開催報告について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	(2)令和8年6月29日開催の農業委員会研修会開催報告について
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がなければ、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局振興係	(3)「事務局からの連絡事項」 1 市制施行 137 周年記念式における特別市政功労受彰者等について 2 令和 8 年 8 月～ 9 月仙台市農業委員会行事予定表 3 他都市農業委員会だより（新潟市） 4 他都市農業委員会だより（石巻市） 5 普及センターだより B L O S S O M 6 令和 7 年度農業委員会活動事例集 7 2026 年度農業委員会業務必携（冊子） 8 月報提出時の相談記録表の提出のお願い 9 月報のフォームのタブレット送信日の変更について
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 （質問等なし）
議 長	質問等がなければ、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
9 閉 会 嶺岸会長職務 代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 100 回総会を閉会します。 閉 会 （午後 3 時 5 分）